

改正案	現行
<p>（指定の申請等） 第二十二條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第五十二條第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この項及び第三十五條から第三十八條までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七～十（略）</p> <p>（業務の一部委託の承認申請等） 第二十四條（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。</p>	<p>（指定の申請等） 第二十二條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第五十二條第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第三十五條から第三十八條までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七～十（略）</p> <p>（業務の一部委託の承認申請等） 第二十四條（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。</p>

一～三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

五～十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

3 法務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

五 (略)

(特定合併の認可申請)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は

一～三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項において同じ。）が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

五～十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

3 法務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

五 (略)

(特定合併の認可申請)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は

電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 特定合併後の電子債権記録機関の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面)
十六～十九 (略)

(新設分割の認可申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第七十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 設立会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
十六～十九 (略)

(吸収分割の認可申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 法第八十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録

電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 特定合併後の電子債権記録機関の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面)
十六～十九 (略)

(新設分割の認可申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第七十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 設立会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
十六～十九 (略)

(吸収分割の認可申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 法第八十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録

の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 承継会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 譲受会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)

の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 承継会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 譲受会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)